

## 配置薬に関するトラブル

配置薬は、古くからある薬の販売方法で、「置き薬」と呼ばれることもあります。その仕組みは、販売員が消費者宅へ薬を届け、次回来訪時に使った分の薬代を支払うもので、消費者には利便性が高いものです。しかし、販売方法や処分する際のトラブルも発生しています。

### 【事例1 男性・士別市】

今年の春、引越しをした時、5年前に契約をした配置薬の箱一式を紛失した。引越し後3カ月がたち、事業者から連絡が来たが放置していた。今後弁償することになるか。

### 【事例2 女性】

実家の片付けをしていたら、古い配置薬がでてきた。両親に尋ねたところ、もう数年間業者の来訪がなくそのまま保管しているとのことだった。既に薬の使用期限は過ぎているが、処分してもよいか。

### 【事例3 女性・士別市】

高齢の義姉が以前から利用している配置薬業者から高額な健康食品、栄養ドリンク、化粧品などを次々に勧められ置いて行かれていたようだ。その場で、業者が開封し義姉に飲ませているらしく、その後数日飲用するだけで捨てられている。しかし、販売員が来訪すると断り切れず購入しているようだ。

### 【ひとこと助言】

○配置薬については法律(※)による定めがあります。

販売する業者は、都道府県知事の許可を受けることが必要で、販売員には身分証明書の携帯が義務づけられています。また、薬箱には注意事項や業者の連絡先を記載した書面を封入することとされています。

○配置薬を使用せず、そのまま保管しているだけでは、消費者に薬代を支払う義務は生じません。ただし、いったん薬を預かると消費者に薬の保管義務が生じるため、勝手に処分したり紛失すると、業者から薬の代金を請求されることがあります。

【事例1】は相談者が配置薬の保管義務を怠ったことから薬代金を支払い解約をしました。

【事例2】のように不要になった場合でも、自己判断で処分せず、業者の連絡先を確認し、引き取りを依頼しましょう。

○配置薬の主な利用者は高齢者であり、多くは医療機関を受診している可能性が高いため、医師が処方している薬を同時に服用する場合の注意も必要です。また、【事例3】のように判断力が不十分な高齢者に断ってもしつこく勧誘したり、断る隙を与えず一方的に薬を置いて立ち去るといったケースもあります。さらに、消費者が薬箱の引取りを求めても、なかなか応じようとしなかったり、定期訪問の際に薬ではなく高額な健康食品等売りつけられるトラブルもあります。不安に思ったり、トラブルになったら、下記消費生活センターにご相談ください。

(※)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の保管等に関する法律

**消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820**

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分【土・日・祝日・年末年始は除く】

